2026年11月９日

各　位

会　社　名　窪田製薬ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役会長、社長兼最高経営責任者
窪田　良
コード番号　4596　東証グロース
問合せ先　広報・IR担当
（TEL：03-6550-8928（代表））

第三者割当による第41回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第42回新株予約権の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年10月23日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第41回新株予約権（以下「第41回新株予約権」といいます。）及び当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者である窪田良氏（以下「窪田良氏」といいます。）を割当先とする第42回新株予約権（以下「第42回新株予約権」といい、第41回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年11月９日に発行価額の総額（第41回新株予約権：1,600,000円、第42回新株予約権：200,000円、合計1,800,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年10月23日公表の「第三者割当による第41回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第42回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

＜第41回新株予約権の概要＞

（１）	割当日	2026年11月９日
（２）	発行新株予約権数	200,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
（３）	発行価額	総額1,600,000円 （第41回新株予約権１個当たり８円）
（４）	当該発行による潜在株式数	普通株式20,000,000株（新株予約権１個につき100株） 第41回新株予約権について、上限行使価額はありません。 第41回新株予約権について、下限行使価額は30円（但し、第41回新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は20,000,000株です。
（５）	調達資金の額	1,201,600,000円（注）
（６）	行使価額及び行使価額の修正条件	(1) 当初行使価額は60円とします。 (2) 行使価額は、第41回新株予約権の割当日の２取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がなされ、以後２取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ２連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100％に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を

	下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において第41回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (3) 上記第(2)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第41回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）、及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、２取引日が経過する毎に、上記第(2)号に準じて行使価額は修正されます。当社普通株式に係る株主確定日は行使期間中の各年度の２月、６月及び12月の末日となります。なお、当社普通株式に係る株主確定日が別途設定される場合には、当該日も株主確定日に含まれるものとします。 (4) 上記第(2)号及び第(3)号にかかわらず、第41回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第１項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記第(2)号及び第(3)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年10月23日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（第41回新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
（７） 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、第 41 回新株予約権の全てを EVO FUND に割り当てます。
（８） 権利行使期間	2026 年 11 月 10 日から 2028 年 11 月 10 日までとします。
（９） その他	(1) 当社は、EVO FUND との間で、2026 年 10 月 23 日付で、部分行使コミット条項、行使停止条項及び EVO FUND が第 41 回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第 41 回新株予約権の買取契約を締結いたしました。また、当社は、2026 年 11 月９日付で、EVO FUND との間で、総数引受契約を締結いたしました。 (2) 当社は、第 41 回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第 41 回新株予約権の払込期日から１か月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた第 41 回新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の２週間以上前に第 41 回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第 41 回新株予約権者」といいます。）又は第 41 回新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに第 41 回新株予約権者又は第 41 回新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、第 41 回新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる第 41 回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する第 41 回新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとします。第 41 回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 当社は、2028 年 11 月 10 日に、第 41 回新株予約権１個当たりの払込

	金額と同額（対象となる第 41 回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、残存する第 41 回新株予約権の全部を取得します。

（注）　調達資金の額は、第41回新株予約権の払込金額の総額に第41回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第41回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第41回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第41回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額は、第41回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第41回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

＜第 42 回新株予約権の概要＞

（１）	割　　当　　日	2026 年 11 月９日
（２）	発行新株予約権数	200,000 個（新株予約権１個につき普通株式 100 株）
（３）	発　行　価　額	総額 200,000 円 （第 42 回新株予約権１個当たり１円）
（４）	当該発行による 潜在株式数	普通株式 20,000,000 株（新株予約権１個につき 100 株）
（５）	調達資金の額	1,200,200,000 円（注）
（６）	行使価額	(1) 行使価額は60円とします。 (2) 第42回新株予約権について、行使期間中に行使価額の修正は行われません。 (3) 第42回新株予約権については、フルラチェット方式による行使価額の調整条項が付されております。但し、当社監査等委員会の全会一致による賛成の意見が得られない場合には、窪田良氏との間で締結した第42回新株予約権の買取契約に基づき第42回新株予約権の発行要項を変更し、当該調整を行わないこととしております。詳細は、上記2026年10月23日公表のお知らせの「３．資金調達方法の概要及び選択理由（１）資金調達方法の概要＜第42回新株予約権＞　②フルラチェット方式の採用」をご参照ください。
（７）	募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法により、第 42 回新株予約権の全てを窪田良氏に割り当てます。
（８）	権利行使期間	2026 年 11 月 10 日から 2031 年 11 月 10 日までとします。
（９）	その他	(1) 当社は、2026 年 11 月９日付で、窪田良氏との間で、総数引受契約を締結いたしました。 (2) 当社は、2031 年 11 月 10 日に、第 42 回新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる第 42 回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、残存する第 42 回新株予約権の全部を取得します。

（注）　調達資金の額は、第42回新株予約権の払込金額の総額に第42回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。かかる調達資金の額の計算に際して用いられている第42回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第42回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第42回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第42回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

【ご参考】

※第 41 回新株予約権の特徴

＜コミット・イシュー＞

EVO FUND は、部分コミット期間（以下に定義します。）内に、第 41 回新株予約権の当初行使価額に 10,000,000 を乗じた金額（600,000,000 円）以上に対応する数の第 41 回新株予約権を行使することとされております（以下「部分行使コミット」といいます。）。

「部分コミット期間」とは、原則として、2026 年 11 月 10 日（当日を含みます。）から 2027 年 11 月 10 日（当日を含みます。）までの期間をいいます。また、コミット期間延長事由が存在する場合、当該事由が存在した取引日の日数に応じ、部分コミット期間は１取引日ずつ延長されます。なお、部分コミット期間中に当社が第 41 回新株予約権の発行要項第 14 項第(1)号に基づき新株予約権取得に係る通知を行った場合又は同発行要項第 14 項第(2)号に基づき新株予約権を取得した場合には、EVO FUND の部分行使コミットに係る義務は消滅します。但し、EVO FUND は、部分行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数（但し、制限超過行使に係る制限に服します。）の第 41 回新株予約権を行使することができます。

	第 41 回新株予約権
発行数	200,000 個
発行価額の総額	1,600,000 円
行使価額の総額	1,200,000,000 円（注）
行使価額	修正日に先立つ２連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額
部分コミット	原則として 2026 年 11 月 10 日から 2027 年 11 月 10 日までの期間において EVO FUND が保有する第 41 回新株予約権の当初行使価額に 10,000,000 を乗じた金額（600,000,000 円）以上に対応する数の第 41 回新株予約権の行使をコミット
下限行使価額	30 円 （発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた額）

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての第 41 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第 41 回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上